

一般船舶保障契約証明書交付申請書の提出要領

初めて申請される場合は、事前に各地方運輸局にご相談されるようお願いいたします。

ご注意：

平成16年12月1日より平成17年2月28日までの間に、一般船舶保障契約証明書の申請をされる場合は、「一般船舶保障契約証明書交付申請書（様式第6号（第12条関係）」ではなく「一般船舶保障証明書交付申請書（別記様式1（附則第3条関係））」を用いて申請してください。また、平成17年2月28日までに交付される証明書は「一般船舶保障証明書」となりますが、同証明書は同年3月1日以降に交付される「一般船舶保障契約証明書」と同等の効力を有します。

（これらの取り扱いは、平成17年2月28日以前は、法律本則が施行前であり附則の規定が適用されることとなっているためです。）

なお、以下の説明では申請書の名称等は、平成17年3月1日以降のものを使用します。

1. 提出書類

一般船舶保障契約証明書の交付申請にあたっては、以下の（1）～（4）の書類が必要となります。このうち（1）については、日本語（固有名詞はアルファベット使用可）により記入して提出することが必要です。また（2）～（4）については、日本語または英語以外の言語で記載されている場合は、日本語または英語の訳文（各訳文に「この訳文に基づき地方運輸局が申請に関する判断をすることに同意します。」との趣旨の注意書き及び申請者の署名をしたものに限る。）を添付する必要があります。

（1）一般船舶保障契約証明書交付申請書

また、申請書には所定の額の収入印紙を貼付することが必要です。

（2）保障契約の契約書の写し

- ・ 保険証券(Policy) 又は
- ・ 保険証書(Certificate of Insurance) 又は
- ・ 加入承諾証明書(Certificate of Entry)

及び

- ・ 保険約款（通常は当該保険契約において、法第39条の5第1項第一号及び第二号の損害（一般船舶油濁損害及び船体撤去等のための費用）が填補対象となっていることを示す条項の抜粋で足ります。）

（3）国籍及びトン数を証する書面

船舶国籍証書及び国際トン数証書の写しが該当します。

(4) 申請を代理人により行う場合は、代理人の権限を証する書面

特に様式は定めません。

2. 提出先及び方法

各地方運輸局の本局（全国に10ヶ所あります）又は沖縄にあつては沖縄総合事務局に持参、郵送により提出してください。提出先の地方運輸局は任意に選択できますが、申請の混雑具合によっては、他の地方運輸局等に申請をお願いする場合があります。ご協力をお願いいたします。

郵送により提出される場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法を利用してください。また、担当者の氏名及び連絡先（電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス）を送付文等に明示していただくとともに、証明書を送付するための返信用封筒（返送先の住所を記入し、簡易書留郵便に必要な切手を貼付したもの）を同封してください。

なお、電子申請のご利用を希望される方は、各地方運輸局にご相談ください。

3. 交付までに必要な期間

申請を受け付けてから交付まで、一ヶ月以上の期間を見込んでください。特に国土交通省において初めて受け付ける保険会社の保険の場合、さらに時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

4. 一般船舶保障契約証明書交付申請書の記入要領について

以下に記載要領を示しますが、ご不明な点については個別に地方運輸局までご相談ください。

(1) 申請者について

保険契約を締結した一般船舶所有者等（複数いる場合は、そのいずれか）が申請してください。氏名、住所、郵便番号、電話番号を記入してください。また、法人にあつては、その代表者の氏名も記入してください。なお、氏名を記載し、押印することに代えて署名することが出来ます。

(2) 代理人について

代理人により申請する場合には、記載してください。氏名、住所、郵便番号、電話番号を記入してください。また、法人にあつては、その代表者の氏名も記入してください。なお、押印することに代えて署名することが出来ます。

(3) 一般船舶所有者等の氏名及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

一般船舶所有者等（船舶所有者及び船舶賃借人（裸傭船者又は定期傭船者が該当）が該当）を全て記載してください。ただし、申請者と一致する者については、記載は不要です。

(4) 一般船舶保障契約証明書の交付を受けようとする船舶及びその保障契約の内容

①船名及び船種

②船舶番号又は信号符字

③国際海事機関船舶識別番号

付与されている場合は記入してください。

④船舶の国籍

⑤総トン数

国際総トン数を記載してください。

⑥保障契約の種類

相互保険組合(Mutual Club)によるP & I保険であれば、「船主責任相互保険」と、相互保険組合ではない保険会社のP & I保険の場合は、「船主責任保険」と記載してください。これらに該当しない種類であれば、その種類を記入してください。

⑦保障契約の期間

保険の契約期間を記載してください。ただし、一年を超える保険契約であっても、証明書の有効期間は最長1年間となります。

⑧船舶油濁損害賠償保障法第39条の5第1項第1号及び第2号の損害に対するてん補・担保の有無

保険契約が上記条項に規定する一般船舶油濁損害及び船体の撤去等のための費用をてん補するものであることを確認のうえ、「有り」と記載してください。「無し」の場合は、適法な保険契約ではないため、証明書の交付は出来ません。

⑨保障契約によりてん補・担保される額

保険金額を記載してください。船主の責任を保険金額の定めが無くてん補する契約の場合は、「限度額を定めない」と記載してください。

⑩保険者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつてはその代表者の氏名

⑪保険者等が船舶油濁損害賠償保障法施行令第2条第2項のいずれに該当するかの別

○(ア)又は(イ)の別を記入

⑩で記載した保険会社が、以下の(a)~(d)のいずれかに該当する場合は(ア)となります。いずれにも該当しない場合には、(イ)となります。

- (a)日本船主責任相互保険組合 (Japan PI)
- (b)漁船保険組合 (漁船 PI)
- (c)国内損害保険会社及びわが国で営業免許を取得している外国損害保険会社
- (d)いずれかのCLC¹条約締約国政府から発行又は公認されているCLC証明書において、保険者又は保証提供者とされている外国の保険会社又は保証会社

○証明書を発行又は公認した外国名

(d)に該当する場合は、どの外国政府から証明書が発行又は公認しているのか、該当

¹ 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約 (International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage)

する外国名を全て記載してください。

以下の項目は、⑩で「(イ)」に該当する保険会社のみ、記載が必要です。

⑫保険者等の設立年月日

⑬保険者等が事業を行うにあたっての根拠法令並びに当該法令に基づく免許の有無及び種類

保険会社が本国において保険業を行うにあたり根拠となる法令の名称及び該当条項を記載してください。また、保険会社が、保険業を行うにあたって取得している免許又は許可等の有無及びその内容（海上保険業の免許等）を記載してください。

⑭保険者等の日本における保険金・保証金の支払に係る業務を行う事務所の名称、住所及び連絡先

いわゆるコレスポンデントについて、記載してください。

⑮保険者等の直前の事業年度におけるこの申請に係る保障契約と同種類の保障契約に係る船舶の隻数及び合計総トン数並びに保険料収入額又は保証料収入額及び保険金支払額又は保証金支払額

前年度のP & I 保険に加入している船舶の隻数、合計総トン数保険料収入額及び保険金支払額を記載してください。

⑯保険者等の直前の5事業年度におけるこの申請に係る保障契約と同種類の保障契約を締結した船舶による日本における事故の有無及び概要

過去5事業年度における、日本でのP & I 保険加入船舶の保険金支払いが発生した事故の有無と、該当する事故が有る場合は、その概要（年月日、船名、事故発生地点、事故の態様等）を記載してください。

⑰直前の5事業年度において保険者等が事業を行うにあたって監督官庁から受けた法令違反に係る処分の有無及び内容

保険会社の本国において監督官庁から受けた法令違反に係る処分（営業停止処分等）の有無を記載してください。ある場合は、その内容を記載してください。

⑱直前の事業年度における保険者等に係る損益計算書及び貸借対照表の内容

記載する代わりに、別紙を添付することも可能です。